

## 第21回 栗東市景観百年審議会の議事概要

1 開催日時 平成31年3月26日(火) 午前10時00分から12時00分まで

2 開催場所 栗東市役所 談話室 (庁舎3階)

3 出席者数 9名中7名

### 4 議 事

1. 協議事項 (1) 栗東市屋外広告物規制基準策定業務の進捗状況について
- (2) 景観重要樹木について

### 5 議事概要

#### 1. 協議事項

(1) 栗東市屋外広告物規制基準策定業務の進捗状況について

#### ○説明概要

- ①第20回景観百年審議会でのご意見への対応について説明。
- ②栗東市における屋外広告物規制基準検討の方針について説明。
- ③規制区域と規制区域ごとの基準の方向性(案)について説明。
- ④屋外広告物の基準案について説明。

#### ○意見概要

#### ■①、②について

- (委員) 一般的に屋外広告物条例は、面積、高さ、色などの規制が中心であるが、本来はそこに描かれている内容が重要である。ヨーロッパでは綺麗な形や魅力的なデザインの広告がある。デザインの内容等を規制することは難しいが、誘導していくことが大切である。例えば屋外広告物賞などを作り、優れたものを市民が褒めて、そこから誘導し、広告物自体の質を上げることができれば良いのではないかと。
- (会長) 広告物としての価値も上がり、企業のイメージアップにも効果があると言える。
- (委員) 広告物ツアーなどをして、人が見に来るようになれば面白い。海外ではウォールペインティングフェスティバルというイベントもある。
- (委員) 方針の中にも屋外広告物賞の検討と書かれているが、いつ頃から取り組む予定なのか。看板の中に家族の風景等があればほっとするし、歴史の記述があれば読みたいと思うこともある。そういう広告があっても良いと思う。
- (事務局) 今回の屋外広告物条例策定に向けた作業は、平成30年、31年で仕上げる予定である。屋外広告物賞については、最初から大きな取り組みが可能かは分からないが、策定後の平成32年度から取り組むことが出来ればと考えている。
- (委員) 神戸のルミナリエは、民間主体のイベントで行政の補助もほとんどないが、とても綺麗で人気になっている。ニューヨークのマディソン・スクエア・ガーデンも夜はとても綺麗である。街を飾る楽しさが歩いていると分かる。そんな経験や情報、雰囲気伝えることが出来れば色んな知恵が湧いてくると思う。

- (会 長) イベントなどで、市民の方に街の風景を楽しんでもらえるようなことができると思います。
- (事務局) 市民の方に写真を撮って投稿してもらえたら、企業としても良いものをしていただくことに繋がるかもしれない。
- (委 員) 先日、市で祭りについての講座をされていた。その中で、小中学生や栗東高校の美術部が描いた祭りや風景の絵を展示されていた。小学生も地域の祭りを調べて展示されており、とても良い取り組みだと思った。地域を見つめ直す良い契機にもなり、景観にも目を向けていただけるのではないかと感じた。そのような連携の拡がりもあれば良いと感じた。
- (委 員) 栗東高校の美術部があるので、看板を考えてもらったりすると学生も楽しいだろうし、それを見た市民の方も身近に感じられて面白いのではないかなと思う。ぜひ、連携していただければと思う。
- (委 員) 手原駅にも栗東高校美術部の展示があり、足を止めて見ている。手原駅だけではなく栗東駅や、市民の目に触れるところに出していけばもっとイメージアップに繋がるのではないかな。
- (会 長) 色々な取り組みがされているのに、耳に入ってこないのは非常にもったいないと思うので、横の連携もぜひ活用していただきたい。「こんな看板だったら良いのに」というデザインを考えてもらうのも良いかもしれない。
- (会 長) 意識啓発は非常に大事だと考えるが、自治会単位でここの広告物はこんな風にしたいという話し合いをしてもらえたらいいと思う。地元の意見を聞き取って、広告物への意識を向けてもらい、その上でビジョンが出来上がってくる。そうして景観に対する地元の意識が高まって、啓発ではなく、自発的に考えていただけるような仕組みが出来るといいのではないかな。
- (委 員) 一般の方はあまり広告に対して意見を持ちにくいと思うので、優れた広告のモデルなどの資料があれば、地域でこんなことがしたいというような意見もできるのではないかな。

### ■③について

- (委 員) 文章による基準だけではイメージが分かりにくい。数値が視覚的に分かるようにした方が理解してもらえないのではないかな。
- (委 員) 広告物の管理について、劣化したり、壊れたりした時の業者と市の対応についても加えてもらいたい。劣化したものでも市民からは取り壊すこともできない。
- (事務局) 許可期間が切れれば、継続申請をしてもらうことになるが、その時に安全点検調書というものを添付していただいている。新しい条例では、もう少し細かい内容の点検内容を検討したいと考えている。
- (会 長) 継続申請せずは無許可で立っているものや、許可を取らずに掲げているケースもたくさんあると思うので、そういった取り締まりを強化していく必要がある。地域からの声も重要なので、意識啓発と併せて検討いただきたい。
- (委 員) 第一種地域の中に文化財の周囲が入っているが、文化財ではない重要な寺社とかはどのように扱うのか。
- (会 長) もしかすると文化財として指定されていなくても、その周辺の景観が非常に良いというところがあれば、特別に指定することも考える必要があるかもしれない。何を選ぶ

かはさらに検討してもらいたい。

(事務局) 寺社の周りに派手な看板がたくさん立つことも有り得るので、検討させていただく。

(会長) 県の条例からエリア分けが変更になっているが、今後、不適合となる件数は把握しているのか。

(事務局) 正確な数はわからないが、規制を強化するところで、明らかに不適合になる広告を何箇所かは把握している。

(会長) 広告主からすれば突然違反となってしまうので、十分説明を尽くして対応していただきたい。

#### ■④について

(委員) 最近の良い塗料があり、木材に吹き付けると半永久的に撥水するものもある。ほとんど腐らないものもあるので、そういった技術的なことも指導されてはどうか。

(委員) 木については、古くなっていくことを想定してメンテナンスしてもらう必要がある。

(委員) 個人的には非自家用の野立看板は、市街地であっても、にぎわい景観に寄与するということは考えられない。基準を緩くするという方向は心配をしている。基本は厳しい姿勢で条例に違反しているものは撤去をしていってもらいたいという思いがある。内容を見ていると4.5メートルまで掲出できるので、市街地であっても注意する必要があると思う。

(会長) にぎわいの景観という言葉はもう一度検討していただくことも必要ではないか。

(委員) 自分の店の見せ方については色んな自由があると思うので、あくまで非自家用についての意見である。

(会長) 案内図板についても、緩和されているという傾向があると思うが、今の時代では別の方法で案内することも出来る。その辺りをもう少し厳しくするのも考えられるのではないか。

## (2) 景観重要樹木について

### ○説明概要

- ・景観重要樹木について説明。

### ○意見概要

(委員) 他に候補の樹木は何本くらいあるのか。

(事務局) 他の候補はまだ想定していないが、委員の先生から教えていただいたものや、市で過去に作った名木誌を参考にし、景観の良い場所に立っていることも重視しながら選定をしていきたいと考えている。

(委員) 既存の樹木を大事にすることだけではなく、若木を育てて、百年、二百年先まで育てていくような取り組みについても対象にならないのか。

(事務局) 景観という取り組みの中で、育てていくということも重要であり、今後検討していく必要があると考えている。

(会長) 景観重要樹木の指定とは意味合いは違うかもしれないが、百年先を目指した景観づくりという視点は大事である。そういう取り組みを具体的に挙げていくのも非常に良い

ことだと思う。

- (委員) ドイツでは樹木が育ちにくいこともあり、五十年経った木は地区詳細計画では切つてはいけないことになっている。日本はそういった意識が弱いが、古い木は地域の財産であるという考え方が根付くと景観も変わってくると思う。地域でも大事な木が安易に切られることがある。
- (委員) 今、指定する樹木についても種をとって育てるなど、次の世代に残していくことも考えておく方が良い。
- (委員) 現在、地元ではそのようにして3本ほど育てていると聞いている。
- (事務局) そのような取り組みをしていただいているのは大変ありがたい。
- (会長) 災害で被災した場合は、補助事業を使った対応より、災害復旧による対応が優先されることを記述した方が良い。

(以上)